

令和元年度（平成31年度）定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象施設

施設の種類	施設名
小学校	土浦小学校, 大岩田小学校, 荒川沖小学校, 中村小学校, 上大津東小学校, 上大津西小学校, 新治学園義務教育学校（前期課程）
中学校	土浦第三中学校, 新治学園義務教育学校（後期課程）
幼稚園	新治幼稚園

第3 監査の対象範囲

平成30年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第4 監査の主な着眼点（評価項目）

- 1 違法, 不当な支出又は不経済な支出はないか。
- 2 支払が遅延しているものはないか。
- 3 正当な債権者に支出されているか。
- 4 予算目的に反する支出はないか。
- 5 備品台帳は適切に整備されているか。また, 備品の廃棄処理方法は適切か。
- 6 市からの補助事業及び委託事業は適切に執行されているか。
- 7 就学援助費は適正に処理されているか。
- 8 特別支援就学奨励費は適正に処理されているか。
- 9 保育料の未納はないか。
- 10 給食費の未収はないか。
- 11 給食配膳室は適切に管理され, 衛生が保持されているか。
- 12 食物アレルギー疾患をもつ児童等への対応の体制は適切か。
- 13 運行日誌及び貸与品台帳は適切に処理されているか。
- 14 理科薬品の管理, 廃棄, 受払簿への記載は適切か。
- 15 プール及びプール薬品は適切に管理されているか。
- 16 施設, 樹木及び遊具は適切に管理されているか。
- 17 学校・幼稚園内に危険な場所又は物はないか。
- 18 寄附申込書（採納願）及び寄附台帳は適切に管理されているか。
- 19 水道等の使用は適切か。
- 20 預金通帳及び印鑑は適切に管理されているか。

第5 監査の主な実施内容

監査の対象事務が、法令、補助目的等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかについて検証するため、事前監査においては、各対象施設に赴き、監査の着眼点に基づき施設、遊具、薬品等の管理状況を検分するとともに、関係帳簿、証書類等の確認、照合等を行った後、当該施設職員へのヒアリングを実施した。本監査においては、対象施設職員、学務課職員の出席を求め、提出資料に基づき当該施設の教頭、園長等から説明を受けた後、質疑応答による監査を実施した。

第6 監査の実施期間

令和元年5月28日から令和元年6月25日まで

第7 監査の結果

各対象施設における出納その他の事務の執行状況については、一部の軽微な事項を除き、適正に処理されていると認められた。今後も、現金、通帳、印章等の適切な管理はもとより、各種事務の適正な処理に当たられたい。

なお、指摘事項（監査の結果であって、監査委員が直ちに改善を要すると判断し、措置を求めるものをいう。）及び意見（監査の結果の他、組織及び運営の合理化に資するために、監査委員が特に言及することが必要と判断するものをいう。）については、次のとおりである。

（1）指摘事項

特に指摘すべき事項は認められなかった。

（2）意見

① 市立の各学校・幼稚園については、平成29年度から「つーチャンEMS」（本市の事務事業での環境負荷の低減に向け構築された環境マネジメントシステム）の対象組織となっているところである。当該システムは、「第四期土浦市役所環境保全率先実行計画」の目標達成に向けて、各所属の職員が環境配慮活動に取り組むための仕組みであることから、各学校・幼稚園における事務の執行に当たっては、設定された環境目標（電気、燃料、水等）の達成に向けて、組織一丸となって取り組まれない。

② 給食費の未収（過年度分を含む。）に対する徴収・管理業務については、教育

委員会事務局学務課との連携を図りながら対応されたい。

なお、各学校・幼稚園で受領した給食費については、長期間現金を保管することのないよう、速やかに金融機関の口座へ入金されたい。

- ③ 理科薬品受払簿については、用途、日付、使用者印、確認者印等の漏れがないよう十分注意されたい。

なお、記載事項の訂正処理において修正液を使用しているものが見られた。これらについては、公文書の改ざんの疑念をもたれることのないよう、訂正印の押印など適正な事務処理を心掛けられたい。

- ④ 備品台帳については、寄附備品の登載漏れ、取得や消却に関する必要事項の記載漏れ、取得価格の税込表記などがなく適正な事務処理を心掛けられたい。特に、統合が予定されている学校においては、備品の異動が想定されることから、事前に全ての備品の再確認を行うことにより備品台帳の適正を確保されたい。

なお、物品の寄附の申込みがあったときは、市規則に基づき、申込者から物品寄附申込書を提出していただくことになっていることから、これらの書面についても、教育委員会事務局と協議の上、適正な管理を心掛けられたい。

- ⑤ 学校・幼稚園内における施設等の安全性の確認については、引き続き教育委員会事務局とも連携の上、定期的・随時にこれを行うなど、児童・生徒、園児、職員等の安全の確保を図られたい。

なお、施設等の修繕の要望に関し、学校・教育委員会事務局間の意思疎通が不十分と思われる事態が一部の学校において確認された。施設等の不具合に関する情報が共有されなかったことにより児童・生徒等の危険を招くようなことのないよう、双方において十分な意思疎通を心掛けられたい。

- ⑥ 備品及び消耗品などの物品を購入する場合には、見積書の徴取などの契約事務において市の契約規則を順守することはもとより、発注方法や発注時期についても疑念をもたれることのないよう、適正な事務処理を心掛けられたい。